

コンプライアンス規程

第1条(目的)

この規程は、一般社団法人ユガラボ(以下当法人という)におけるコンプライアンスの推進を図ることを目的として、厳守すべき事項を定めるものである。

第2条(定義)

コンプライアンスとは、「法令、定款、諸規程、細則」を厳守し、社会規範に基づき良識ある行動を行うことをいう。

第3条(適用範囲)

本規程は、当法人理事、従業員すべてに適用する。

第4条(運営方針)

当法人の理事は、定款に定める理事会の構成員として、当法人の運営を管理・指導する立場であることから、従業員のコンプライアンスの推進のために取り組みを行う。

第5条(推進体制)

1. 当法人に、コンプライアンス統括管理者1名を置き、代表理事をもって充てる。
2. 本規程の運営事務局は、理事と事務局長が担う。
3. 運営事務局の役割及び権限は下記の通りとする。

(1) コンプライアンス施策の実施

(2) コンプライアンス違反への対応

第6条(内部通報制度)

1. 本規程で禁止される行為が行われている、またその疑いがあるという情報に接した理事、従業員がその情報を運営事務局に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
2. 内部通報制度を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った運営事務局は迅速且つ適切に対応する。
3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

第7条(行動範囲)

1. 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。
2. 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努めること。
3. 良識を兼ね備えた、自立した社会人として責任をもって行動するように努めること。

一般社団法人ユガラボ

- 4.創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するように努めること。
- 5.清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努めること。
- 6.在籍中または退職後を問わず、会社情報を所定の手続きを経ないで開示、漏洩しないこと。
- 7.在籍中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。

第8条(懲戒処分)

当法人の理事、従業員が本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり運営事務局で対象行為における見解をまとめた上で、就業規則に則って以下の処分を行う。

- 1.口頭注意
- 2.譴責
- 3.減給
- 4.出勤停止
- 5.懲戒解雇

付則

この規定は、令和4年4月1日より施行する。